

個人通報非許容事由としての「主張の立証」

——規約人權委員会の先例検討——

佐藤文夫

一 序

人權条約上の「個人申立手続」においては、様々な許容性要件——例えば、国内的救済原則、両立性、他の国際手続との競合、申立権の濫用——が導入されている。それぞれ様々な導入主旨があるが、国家主権への配慮、人權実施機関の能力への配慮が中核的なものであろう。いずれにせよ、本案審理段階に達することを阻止する狙いをもったものであることはいうまでもない。従って、人權実施機関の許容性要件に与える解釈は、人權救済の側面からも重大な意味を有する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」と略す。）及び自由権規約の選択議定書（以下、「選択議定書」と略す。）の系においても、個人通報手続に様々な許容性要件が導入されている（選択議定書一条ないし三条及び五条⁽¹⁾）。個人通報を取扱う機関は自由権規約上の人権委員会（以下、「規約人權委員会」）又は「委員会」と略す。）であるが、その通報許容率は約四四パーセントであり、非常に高率といえよう。委員会の本案審理重視の姿勢がうかがえるが、その一方で、委員会は「主張の立証」観念を導入し、委員会によれば、多数の通報を

この事由(ここでは便宜的に、「主張の(不)立証」要件という。)で非許容として(4)いるのである。

本稿では、学説でも余りとり上げられていない、選択議定書上明示的根拠を欠く、この「主張の立証」要件を委員会の許容性決定を通じて分析し、その概念を考察し、またその機能を考えてみたい。これらの検討にあたっては、ヨーロッパ人権条約上の類似の性格を有する許容性要件たる「明らかに根拠不十分 (manifestly ill-founded)」(二七条二項)とも多少比較してみたい。

(1) 拙稿「市民的及び政治的権利に関する国際規約により設立された人権委員会の活動に関する研究」『成城法学』第五号、一二〇—一二九頁で多少分析している。

(2) 一九八六年の第二八会期まで、一九〇件の通報の許容性審理を終了し、うち非許容(厳密ではないが、便宜上)撤回等を含む。)とされたものが一〇六件、許容とされたものが八四件である。U.N. Doc. A/41/40 (1986), p. 95, paras. 415—416.

(3) ちなみに、ヨーロッパ人権委員会による申立の許容率は、一九八五年現在で約四パーセントである。Eur. Commission H. R., Survey of Activities and Statistics, 1985, p. 10.

(4) U.N. Doc. A/39/40 (1984), p. 118, para. 588. なお、拙稿「規約人権委員会による個人通報に基づく争点の整理(一九八四年)」『成城法学』第二〇号、二四〇頁の拙訳参照。ノヴァクは、許容性要件に関し、ヨーロッパ人権条約との主要な相異の一つとして、選択議定書が「明らかに根拠不十分」要件を欠くことをあげ、これを許容率の高さと結びつける。(Nowak, M., "The Effectiveness of the International Covenant on Civil and Political Rights—Stock-taking after the First Eleven Sessions of the UN-Human Rights Committee", Human Rights Law Journal, Vol. 1 (1980), p. 159 参照)しかし、この論文発表時に未公開だったとしても、既に一九七八年七月の第四会期において「主張の立証」要件が導入されていたことから、許容率の高さを、「明らかに根拠不十分」要件を欠くことを直接結びつけることには多少留保を必要としよう。

二 規約人権委員会個人通報許容性決定の分析

I 初期の決定分析

先ず、「主張の立証」観念を導入した、いくつかの先駆的な委員会決定を分析してみたい。

1 Z・Z対カナダ(通報一七/一九七七)⁽¹⁾

主張の立証観念に依拠している最初の事件は、委員会第四会期の一九七八年七月一八日に非許容とされた、Z・Z対カナダ事件である。本決定は、公表された非許容決定中の三番目(部分的(非)許容決定を含めると五番目)⁽²⁾であり、かなり早い時点で導入されたことは注目に値する⁽³⁾。

通報者Z・Zの苦情は次の通りである。

通報者Z・Zは、ユーゴスラビア出身のカナダ市民であるが、カナダ裁判所による制度的差別の被害者であると主張し、自由権規約一四条(公正な裁判を受ける権利)及び二六条(法の前の平等)のカナダによる侵害を主張した。苦情を立証するため、計三通の書簡で、契約不履行に基づきZ・Zに対し提起された損害賠償請求訴訟に関する、郡裁判所判決、州最高裁判所判決及びカナダ最高裁判所決定を含む、裁判記録を提出した。Z・Zは、更に、非英語系判事を裁判長とする新たな裁判を要求した。

委員会は次のように述べ、本通報を非許容とした。

「委員会は、通報者の提出した一件書類を十分検討したが、その主張を立証するいかなる事実も見い出さなかった(A thorough examination……has not revealed any facts in substantiation of his allegations)。従って、通報は、これ以上の検討を必要とするいかなる事実も明らかに欠いている、と認定される。」

本決定は、何故主張を立証する事実が欠けているのかの理由を、具体的に説明していない。選択議定書に見られない「主張の立証」事由を許容性要件に導入する初期の事件においては、慎重な理由付けが示されるべきであったと思われる。

本決定は、通報が許容とされるためには、自由権規約上の権利侵害の被害者であると主張しているだけでは足りず、その主張を立証する事実が必要であることを明確に示した点において重要である。以後の主張の不立証に基づく非許容決定例は、全てこの点で共通の認識を示している。苦情立証事実は、本案審理段階においてのみならず、許容性審理段階においてもある程度、通報者により示されなければならないことになる。これは、許容性審理段階で、委員会は、ある程度の本案審理を行う場合のあることを意味する。

ここで、主張の不立証とされた本件の事情を考へてみると、詳細な裁判記録が提出されたが、これらの資料は、苦情立証事実とはみなされなかったことが明らかである。苦情の主題からすれば、例えば、差別的な弁護士依頼権の否定のような裁判手続における取扱いを具体的に指摘しうる形で、裁判記録を示さなければならぬと思われるが、そのような提示ではなかったものと推察される。そのような指摘なしでは、委員会は、判決文等を検討するところが、事実上不可能であろう。なお、新たな裁判のやり直しの要求については、委員会の権限を越えることは明らかである。委員会は、「第四審裁判所」ではないのである。⁽⁴⁾

以上の考へが正しいとしても、詳しい裁判記録の提出を評価し、具体的な苦情部分の明確化、及び、比較用の他の判決等の情報提出を通報者に求めることは、それ程不当でなかったと思われる。⁽⁵⁾

2 D・B対カナダ(通報一五ノ一九七七)⁽⁶⁾

通報者D・Bの苦情は、次の通りである。

通報者D・Bは、イギリス、フランス、カナダの三重国籍者であるが、数度にわたる駐車違反金不払で、一九七五年から一九七七年にわたりくり返し逮捕され、市裁判所によって、法廷侮辱罪で罰金又は代替的に禁錮刑を言渡された。このような申し立て事実から、D・Bは、市裁判所が無管轄であったこと、カナダの司法制度が腐敗していること、及び、判事、法律専門家、市当局が自己の法律上の権利を一貫して愚弄したこと、を自由権規約のいく

つかの条違反と主張した。

委員会の非許容理由は次の通りである。

「委員会は、その（許容性問題と苦情事実に関する）説明要請に応えた、一九七八年二月二五日付の最終意見を含む、通報者の提出した全ての資料を十分検討したが、通報者が……権利侵害の被害者であるとの主張を立証するいかなる正確な事実上の主張も見い出さなかった。」

市裁判所の権限逸脱、腐敗した司法制度、法律上の権利侵害の苦情に関し、具体的にどの程度権利侵害と結びつけられた事実が提出され、かつ、不十分とされたのかは、一七／一九七七号事件と同様、本決定文から明らかでない。

第一の苦情は、委員会の「第四審」機関化を求めることにつながるゆえ、一七／一九七七号事件のところで述べたように、非許容の結論は妥当であろう。第二及び第三の苦情は余りに一般的にすぎ、ほとんど立証されていないものと想像される。なお、第三の苦情は、国内的救済規則によっても、非許容とされる余地が十分あったと思われる。複数の許容性要件が適用されうるとき、委員会は、適用の容易な要件を優先することも、複数の要件を適用することも排除され⁽⁷⁾ないと思われる。これは、委員会の裁量に属すべきことである。

本件で特に注意されるのは、「許容性問題と苦情事実」に関し、通報者に説明を求めていることである。一七／一九七七号事件では求められなかったが、「主張の立証」が本案にかかりうる許容性要件の性格を有する以上、基本的には、あいまいな苦情事実に関し、情報が求められるべきことと思われる。そのような意味で、委員会が、あいまいな苦情事実の矯正が語りうる場合のあることを認めたもので重要と思われる。このことは、「主張の立証」要件が、追加情報を求める必要のない程明らかに非許容の場合以外についても適用されうる概念であることを確認したことともなる。

3 C・J対カナダ(通報一九〇一/一九七七)⁽⁸⁾

本件は、委員会第七会期の一九七九年八月二三日に非許容とされたが、通報者C・Jの苦情は次の通りである。通報者C・Jは、黒人系カナダ市民であるが、ケベック最低賃金委員会により、一年間の試用期間後に解雇され、種々の不利益を被った。これは人種差別に基づくものであり、自由権規約二条三項(c)(人権侵害に対し与えられた救済措置の執行)及び二五条(c)(平等に公務に携わる権利)に反すると主張する。許容性に関する意見を求められたカナダ政府は、人種差別に基づく二五条(c)違反の苦情を否定し、被った不利益に関する苦情については、国内的救済手段不完了の抗弁を提起した。

委員会は通のように述べ、本通報を非許容と決定した。

「人権委員会は、その有する書面の情報を慎重に検討した結果、人種差別の被害者であるとする通報者の主張を立証する証拠が存在すると思われないと考える。もっとも、委員会は、通報がまだ国内的救済手段を尽くしていないゆえ、通報を非許容と認定する。」

本件の特徴として、先ず、「主張の立証」要件が国内的救済要件のいわば、補足的、追加的な要件として使用されていることをあげることができる。2で見たように、このような利用法は、委員会の裁量に属することである。本件の場合、非許容認定の説得性を強化するという一般的な効果に加え、実質に関する一応の評価を含めることで、国内的救済手段を尽くした後再付託されても、無駄である可能性が大きいことをも示していると考えられる。

次に、通報者のみならず国家に対しても情報を要請したことが注目される。これは、本案関連情報・意見を求めることにもつながるもので、「主張の立証」要件の質的变化を意味する。ただ本件では、許容性問題の中心は、国内的救済規則にあったと思われるゆえ、余り先例的意義を求めることは避けられなければならない。

ところで、本件における「主張の不立証」の具体的根拠は示されていないが、これは従来と同様である。決定に

よると、通報者が救済を求めたケベック人權委員会は、解雇を正当なものでないとは認めたものの、人種差別に基づくものであることは承認しなかった。この認定は重みを持つものであり、それをくつがえすに足る事実をほとんど提起しえなかったものと推察される。

4 K・B対ノルウェー(通報五三〇/一九七九)⁽⁹⁾

本件は、委員会第七会期の八月一四日に非許容とされた。通報者K・Bは、自己所有のアパートへの前夫の移転権(right to move into the flat)が裁判で確定したが、これが自己の財産処分権を剝奪するもので、自由権規約二条一項(国の差別のない人權確保義務)、三条(男女平等)及び二六条(法の前の平等)違反を構成すると主張した(恐らく、この三カ条に共通性による差別を問題にしているものと思われる)。

委員会は、財産処分権それ自体が自由権規約により保護されている権利ではないとする一方、次のように述べ、通報を非許容とする。

「通報の十分な検討から、当事国による規約二条一項、三条若しくは二六条又は他の権利の侵害の被害者であるとする通報者の主張を立証するいかなる事実も見い出されなかった。」

委員会は、財産処分権が自由権規約上保護されている権利でないことを確認しているが、それ(事項的非両立)のみを根拠に非許容とするには至っていない。通報者の立論が財産処分権自体ではなく、それと(恐らく)性差別を結合しているからであり、少くとも、規約上の権利を前提としていない二六条の問題は残っているからと思われる⁽¹⁰⁾。また、上記の決定の表現は、苦情却下の主たる根拠が「主張の立証」要件であることを示しているのである。

本件でも、「主張の立証」要件を満たさない理由が付されていない。自己の財産処分権の制約を述べるとどまり、男女間における取扱以上の差異の存在を具体的事実によって全く示しえなかったものと推測される。

5 K・L対デンマーク(通報五九〇/一九七九)⁽¹¹⁾

本件は、委員会第七会期の一九八〇年三月二十六日に非許容とされたが、通報者K・Lの苦情は次の通りである。通報者K・Lは、スウェーデン系デンマーク人であるが、デンマーク当局による自己に対する共同謀議、就中、人種、宗教、国民的背景及び政治的理由に基づく差別について、くり返される氏名の誤記等の例をあげ、苦情を提起する。更に、違法な七日間の精神病院への強制入院に対する賠償の拒否が、自由権規約九条一項(身体の自由)、同条五項(違法な抑留に対する賠償)、一〇条一項(被拘禁者の人道的取扱)、一四条一項(公正な裁判を受ける権利)、一七条一項(名譽の保護)及び二六条の違反となる、と主張する。その他多数の苦情を提起している(a)。(b)。

委員会は、他の国際文書違反を申し立てている苦情部分につき、無権限と判断した後、次のように述べ、本件を非許容と認定した。

「委員会は、通報者の提出した資料を慎重に検討したが、彼の規約侵害の主張を立証する根拠(grounds)が存在すると認定できない。」

本件の重要な特徴として、従来決定では見られなかった、「主張の不立証」の理由が多少示されていることをあげることができる。第二の苦情に関し、委員会は、通報者の妄想を理由とした強制入院、病院による偏執精神病(paranoid psychosis)認定、在宅療養方法の採用及び裁判所の賠償申請棄却といった一連の事情を整理している。これは、強制入院に伴う賠償拒否が不当なものではないこと、つまり、自由権規約と結びつくものではないこと、と評価しているものと考えられよう。その他の苦情についても、第二の苦情と同様な申し立て事実の評価がいくつかなされている。無所得に対する課税(c)については、税金の還付申請をしなかった事実、別宗にもかかわらず徴収された国教会税(h)についても、(g)と同様の事実、一九七七年の未決勾留に対する補償の拒否(j)に対し、刑事犯罪捜査に関連した勾留で、執行猶予付有罪判決に結果した事実、の指摘がそれである。(g)、(h)の苦情

は、自己の責に帰せられるべきものであることが明白となるし、(j)の苦情は、全く根拠を欠く苦情であることが明らかとなる。

本件の次の重要な特徴として、上で見た委員会の指摘（評価）の性格があげられる。本件では、おびただしい量の情報が提出されたが、強制入院に伴う補償拒否、未決勾留に対する補償拒否等の苦情事実の存在自体は、一応立証されていたと思われる。そうだとすれば、そのような事実が全く自由権規約違反を構成するものではないことを示すために委員会の指摘（評価）がなされていることになろう。従来例では、苦情事実の立証の側面に加え、苦情事実の自由権規約との適合性の側面をもふまえた「主張の不立証」認定であったのか、必ずしも明白でなかった⁽¹³⁾のであり、「主張の立証」観念を考える上で本件の先例的価値は高いと思われる。この点に関し、従来一般的に使用されていた「主張を立証する事実（証拠）」の表現に代え、「主張を立証する根拠」の表現を使用していることも示唆的である。苦情事実との自由権規約適合性の問題をも包含した認定であることを強調するために、敢て使用されたとも考えられるからである。

第一の苦情及びその他の苦情中(a)～(f)、(i)及び(k)～(o)の苦情については、従来と同様、委員会の「主張の不立証」の根拠は示されていない。いづれにせよ、これらの多数の苦情全体を非許容とするために、「主張の立証」要件が使用されているわけであり、本要件が包括的機能を営みうることを示しているといえよう。例えば、裁判所が亡父の不動産相続に関し、自己の意見を考慮しなかったとする苦情(a)については、委員会の「第四審機関化」を要求するゆえ無権限を理由に、また、民事訴訟にかかわる裁判費用を免除されなかったとする苦情(b)については、事項的非両立を理由に、より容易に非許容となしうると思われるが、この包括性はそのような個々の事情にとらわれず苦情の実体に注目して苦情を処理しうる、極めて便利な機能を営むものといえよう。これは、他の許容性要件には見られない機能と思われる。

II 決定の整理

以上、委員会第九会期までに現われた主張の立証に関する先駆的な決定を検討したが、ここで若干の総括をしつつ、その後の展開をみてみたい。公表された非許容決定を見る限り、一九八一年の第一二会期以降、ごくわずかな例外を除き、非許容決定の形式が本案に関する見解の形式と同一となった（つまり、通しの項番号が決定文中に挿入されるようになった。）が、委員会の意識の上でも、初期段階との一応の区切りがあったものと推測されるのである。

A 「主張の立証」の概念

1 先ず「主張の立証」概念であるが、その本質は、本案関連性を有する許容性要件であることに求められる。そして、主張の事実上の立証のみならず、法律上の根拠をも要求する概念である（五九／一九七九号事件参照）。

2 委員会自身の一九八四年になした先例総括によれば、「通報者は許容性段階において、事件の立証を要求されないが、一応の事件（a prima facie case）を構成するであろうような、その主張を立証する十分な証拠を提出しなければならぬ」とされる。⁽¹⁵⁾「一応の事件」の表現は、委員会決定では見い出せないものであるが、字句通り解すれば、反証によりくつがえされない限り、通報者の国による人権侵害の主張が肯定される状況にあることを意味するであろうゆえ、事実上の立証と法律上の根拠の提示を明らかに含む概念と思われる。従って、この点において初期の決定例と一致しているといえるであろう。ただ、「十分な証拠」の提出とはどの程度をいうのが問題として残されているといえよう。

3 人権の国際的実施分野で、最も活発に展開しているヨーロッパ人権条約は、ヨーロッパ人権委員会に対する個人請願の許容性要件として、二七条二項に「明らかに根拠不十分」を規定している。これは本案と関連する要件である。そして、最も利用される非許容事由といわれることがあるくらい多用されている。⁽¹⁷⁾ヨーロッパ人権委員会は、

この要件を満足する場合として、「事件の予備的な審理が条約侵害の外観(appearence)を全く示していないとき」⁽¹⁸⁾、「一件書類の審理が一応の侵害を示していないとき」⁽¹⁹⁾の表現を多用する。フォーセットによると、「明らかに根拠不十分」は大陸法的な用語であるが、「侵害の外観」観念は、英法用語の「一応の事件」に該当する、と指摘する⁽²⁰⁾。この指摘は、「主張の(不)立証」概念と「明らかに根拠不十分」概念との類似性を語ることを可能にする。両者の同一視には、もちろん慎重でなければならぬが、本案に関連する許容性要件という点では共通しており、かつ、事実の評価と法律の評価を含む点でも共通しているゆえ、ヨーロッパ人権委員会の豊富な先例は種々の点で参考にならう。

ヨーロッパ人権委員会の先例によれば、「侵害の外観」を示さない場合として、事件の諸要素が「複雑性」を示すときがあげられることがある⁽²¹⁾。

4 今まで検討した事例では、主張の不立証の理由が示されない場合が多かった。その後も、一九八四年四月二日(第二一会期)に一部非許容とされた、ロシア・アルズアガ・ギルボア対ウルグアイ事件⁽²²⁾、及び、一九八五年三月二十六日(第二四会期)に非許容とされた、J・D・B対オランダ事件(通報一七八/一九八四)でみられる⁽²³⁾。このような事例の場合、主張の根拠を明らかに欠く場合であったであろうと一応推定できるが、事実上又は法律上の根拠がどの程度提出され、不十分とされたのかは、正確に分析することは困難である。

5 主張の不立証の理由を示している、五九/一九七九号事件については、既に検討したところから明らかのように、強制入院、無所得に対する課税、国教会税の徴収、及び、未決勾留が、条約侵害を構成する外観を示していないことは、通報者自身の提出した資料が反証を提供していることからいえたと思われる。委員会の主張の不立証の結論は当然といえるのである。

6 その後の事件で、主張の不立証の理由を付されたいくつかの決定がみられるが、それを検討してみたい⁽²⁵⁾。

〈J・S対カナダ(通報一三〇/一九八二)〉

通報者 J・S は、第一審で終身刑を言渡され、控訴したが、棄却された。通報提出時点でカナダ最高裁判所に係属中である。上告に際し、オンタリオ州法の援助計画に法的援助を申請したが、非常居者等を理由に拒否された。

一方、ブリテッシュ・コロンビア州法律事務協会は法的援助の提供を決定したが、J・S の弁護士がこの決定を違法なものとしたことをうけて、J・S はオンタリオ州法の援助計画の決定の審理をオンタリオ州最高裁判所に申請した。同裁判所は、この申請を認容し、当局の再検討を命じた。この命令を不服として、オンタリオ州法の援助計画は、控訴裁判所に控訴し、この件は、同裁判所に係属中である。このような事情で、通報者は、自由権規約一四條三項(d)に反し、無償の法的援助を受ける権利が否定されたと主張する⁽²⁷⁾。

委員会は、先ず、国内的救済手段不完了の認定を行った後、次のように述べる。

「人権委員会は、更に、S が実際に、カナダ最高裁判所の手続で自ら選任した弁護士により代理されていること、及び、ブリテッシュ・コロンビア州の法的援助機関が彼女の選任した弁護士費用の支払いを認めたこと、に留意する。従って、委員会は、いずれにしても、規約一四條三項(d)の侵害主張を立証する根拠がある、と認定でき⁽²⁸⁾ない。」

本件においては、無料の法的援助が与えられなかったとする苦情事実が自由権規約の基準に合致するものか否かが争点となっている。そして、委員会の主張の不立証理由は、その基準に反する事実上、法律上の根拠が示されなかったことに基づいていると思われる⁽²⁹⁾。委員会は、先ず、実際弁護士を利用しているという事実を指摘するが、これは、一四條三項(d)の「司法の利益のために必要な場合」、に該当しないことを示していると思われる。しかし、カナダの一部関係当局及びオンタリオ州最高裁判所が法的援助の必要性を認めた又はそれに好意的であった事実を全く無視することは正当であったか、疑問なしとしない。例えば、(全)資産を売却して弁護士費用に充当しているかもしれないわけで、具体的状況に照らして——もしそれをふまえているならば、そのような状況に、簡単にで

はあれ、言及されるべきであったと思われる——、「司法の利益」基準に該当するか否かの一応の認定がなされるべきであったと思われる。

次に、ブリテッシュ・コロンビア州法律役務協会の法的援助決定の事実と言及されるが、委員会とすれば、国内法上の違法・合法の判断をなす権限はないゆえ、法的援助決定がなされたという事実から出発することは当然である。ただ、例えば、事実上、弁護士がその援助金を利用できない事情があれば、複雑な状況を呈することになる。この点で、弁護士が法的援助決定を違法と判断していること及びオンタリオ州最高裁判所がオンタリオ州法的援助計画に再検討を命じたこと、がこの事情を説明しうるかもしれない。委員会が十分慎重に判断したということは疑われないとしても、認められた法的援助を利用できなかった事情——利用できていれば、この苦情は存在しなかった——について評価したものが多少とも表現されるべきであったと思われる。

本件は、通報者自身の資料により、適法の外観——通報者による弁護士の選任、無料の法的援助決定——を示していると思われるが、従って、通報者の条約違反の立証は、通常の場合に比べ、より十分になされる必要があったわけであり、その意味で、委員会の比較的厳格と思われる判断は、首肯しうるかもしれない。

70・F対ノルウェー(通報一五八/一九八三)⁽³⁰⁾

本件は、委員会第二三会期の一九八四年一月二十六日に非許容とされた。本件は、当事者間で本格的な議論が展開され、そして、委員会による、かなり詳細な主張の不立証理由が付されたもので、極めて重要な先例といえる。従って、是非とも詳しく決定を見ておかなければならない。

通報者O・Fは、リーダー管理により補捉された速度違反を根拠に起訴され、併合された別件とともに第一審で千ノルウェー・クローネの罰金又は拘留一〇日の有罪判決をうけ、最高裁判所へ上訴したが棄却された。O・Fは、自由権規約一四条三項(a)、(b)、(d)、(e)違反を主張し、特に、検察当局と裁判所が自由権規約に規定する、防衛

準備権、弁護人利用権及び自己のための証人尋問権を侵害したと主張したのである。⁽³¹⁾

許容性問題に関する情報及び意見を求められたノルウェーは、本件の事実関係、関連国内法を簡潔に述べ、同国が選択議定書に付した「他の国際手続」に関する留保に基づく抗弁を提起しないで、委員会の注意喚起にとどめる旨を述べた後、通報者の援用した自由権規約一四条三項の各号毎に、詳細な反論を行った。

①ノルウェーは、一四条三項(a)の「その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を」告げられなかったことを示唆する、いかなる事実も通報に含められていない、とし、更に、交通違反については、二名の警官による速度違反の告知及び犯罪に関する実体情報を含む、現場での暫定的な任意罰金令状、並びに、交通違反と別件については、簡単な事実の記載を含む、通常の任意罰金令状が示されたこと、召還された法廷で、犯罪の性質及び原因を告げられたこと、を指摘し、「本件の事実は、規約一四条三項(a)の争点を生起していない」と述べる。

②一四条三項(e)の、「自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させる」権利については、証人たる二名の関係警官に対する通報者による尋問の事実から、「本件の事実は、規約侵害を決して示しえない」と述べ、同規定の「自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求める」権利については、ノルウェー法上の自己のための証人召喚要請権不行使の事実を指摘し、「通報者は、一四条三項(e)の違反を主張しえない」と述べる。

③ノルウェーによれば、通報者は、一四条三項(b)の「防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ」る権利について、全ての記録の写しを地方警察に要求し、拒否された事実をもって、害されたとらえているにとどまるようであるが、同号は、写しを得る権利を明示していない。同号の本質は、「防御の準備のため」の「十分な時間及び便益」が与えられるか否かにあるが、警察署での記録の閲覧は認められており、警察がそのようなアドバイスを与えたが、通報者が拒否した事実、及び、地方裁判所の口頭弁論開始時に、通報者が記録への十分なアクセス

を拒否された旨の苦情を提起し、裁判所が審理を中断し、記録閲覧機会を与えた事実等から、(b)号の要件を満たしている」と指摘し、「本件の事実は一四条三項(b)の争点を生起していない」と述べた。

④ノルウェーによれば、通報者が裁判所で直接防衛した事実、及び、弁護人選任権を認識していたことから、一四条三項(d)の無料の法的援助が得られなかったことに苦情を向けていると推定されるが、このことは犯罪の性質に照らしても不当とは考えられない、とし、「本件の事実は一四条三項(d)の争点を生起していない」と述べる。

以上をふまえて、「通報者の通報は、選任議定書三条に従い非許容と宣言されるべきである」と申し立てる。⁽³²⁾

以上からわかるように、ノルウェーの非許容の抗弁は、本案に積極的にふみこんで試みられている点に重大な特徴がある。

以上の政府の申立てに対する通報者の意見は、次の通りである。

① 政府の③の反論に関し、警察署で必要な情報が得られるとの政府の指摘は、一九八四年四月五日の問い合わせ電話から明らかとなったように、リーダー活動範囲の情報がいまだ利用できないという事実から、真実でない。

弁論に先立ち閲覧が認められた記録には、一部判読困難なものがあったが、いずれにしても、これにより初めて若干の防衛の可能性を認識できたにすぎない。

② 政府の②の反論に関し、他車によるリーダー周波数への干渉等につき、証人の陳述を得なかった。

③ 政府の④の反論に関し、資力、居住の遠隔地性、法についての無知、から、被告人の全てが弁護人の援助をえることができるとはかぎらないゆえ、政府の議論は不十分である。

政府の①の反論に関しては、意見を述べていないが、別に、別件との併合に関連して、量刑の国内法違反を指摘している。⁽³³⁾ 通報者の政府の申立てに対する意見も、具体的で、かなり詳細なものといえる。ただ、政府の反論④については、きちんと対応していないようである。

以上の議論をふまえて、委員会は、留保が本件で不適用であると確認した後、次のような認定を行う。

「委員会は、通報者の提出した資料を慎重に検討したが、規約侵害の主張を立証する根拠が存在するとは認定できな⁽³⁴⁾い。」

この包括的な認定の後、委員会は、各号の苦情毎に判断を行う。

①（一四三条三項(a)） 本号に関しては、「違反を」示すいかなる証拠も提出されなかった」と述べ⁽³⁵⁾る。この判断は、政府の指摘した事実から当然と思われる。また、通報者も、既述の如く、(a)については政府の反論に対し意見を述べていないのである。これは、通報者の苦情事実が全く立証されなかったことを意味しよう。

②（一四三条三項(b)） 通報者は、可能だったにもかかわらず、警察署で関連記録の閲覧をせず、全記録の写しの送付を要請したが、委員会は、「規約は、刑事捜査上の全ての関連記録の写しが供されるべき被告人の権利を明示していない」ことに留意し、「たとえ通報者の全ての主張が立証されたものと認められるにせよ、一四三条三項(b)の侵害が生起したと主張する何らの根拠もないであろう」と認定⁽³⁶⁾する。

前の留意部分は、一見「事項的非両立」で把握しているようにも思われるが、委員会の力点が後の認定部分にあったことから、消極的に解する。防御権自体の存否ではなく、むしろ、自由権規約の規定する防御権の基準に合致するか否かが争点と考えられるのである。後の認定部分の、「全ての主張」中には、写しを与えられなかった事実のみでなく、弁論前の判読困難な記録の閲覧の事実等も包含されていると考えられなければならないのである。この部分の苦情の非許容は、法的根拠の不十分性によっていることは明らかであり、その結論も妥当といえよう。

③（一四三条三項(d)） ノルウェーと同様、(d)に関する唯一の争点は、無料の弁護人が付されるべきであったか否かであるとし、「通報者は、本件において、『司法の利益』が当事国の費用で弁護人を付けることを要求したであろうことを示すことができなかつた」と判断⁽³⁷⁾する。

本件において、無料の弁護人を申請し、拒否された事実を通報者が指摘していたが、同人の政府反論④に対する意見から判断する限り、その事実が『司法の利益』基準に反する形でなされたものであると示しえていないことは明らかであり、委員会判断は妥当と思われる。この部分の苦情は、法的根拠の不十分性で非許容とされたものと思われる。

④（一四条三項(e)） 本号に関しては、「申立ては、通報者が、自己に不利な証人を尋問し、そして、有利な証人を導びくことが可能であったことを示している。委員会は、この点に関し、何らかの誤審があったとは理解できない。」と判断する。⁽³⁸⁾

通報者は、上で見たように、証人の陳述を得たかったと述べるだけで、政府の指摘する如く、現実に証人尋問要請を行ったとは思われないゆえ、委員会の判断は首肯できよう。

以上、各号毎の苦情についての判断をふまえ、「委員会は、『自由権規約』規定の被害者であるとの通報者の主張を立証するいかなる事実も提出されなかった、と結論し」、通報を非許容と認定した。⁽³⁹⁾

この表現は、最初の包括的な認定と実質的に同一であることは当然であるが、「主張を立証する根拠」と「主張を立証する事実」が同義として用いられていることが留意される。事実上・法律上の根拠の両者を含めたものとしての、意識的と思われる「主張を立証する根拠」表現も、「主張の立証」に関する先例の積み重ねにより、「主張を立証する事実（証拠）」と区別される必要性が薄れてきたものにとらえることができよう。

本件において、当事者の間にかんがりの程度の本案問題について議論が交されたわけであるが、おおむね委員会の結論は妥当であったと思われる。つまり、苦情のいずれの部分についても、「侵害の外観」を示す程度には、立証されていなかったのである。

8 以上の検討から、委員会の決定は、おおむね説得力をもつ、妥当な判断を示してきたといえるであろう。☝

ヨーロッパ人権委員会決定において散見される本案の予備的な審理にとどまることなく、本案に本格的にふみこんで明らかに根拠不十分とするような例はなかつたのである。⁽⁴¹⁾

なお、許容決定については、わずかしか公表されていないゆえ、正確な分析はあまりできない。通報の本案に関する見解中で、若干許容性決定過程に言及されるが、国家による違反の否認、時には、かなり詳細な本案関連情報・意見の提出が、どのように、主張の立証と関連づけられているのか、それに対し委員会がどのような評価を加えているのか、「見解」は、ほとんど記載することはない。見解中に現われた許容理由が網羅的なものとするれば、特に苦情の実質に問題があるときのみ、本要件が活用されているものとの推測は可能となる。但し、この推測は、委員会による当事国の「主張の立証」要件の援用の無視という仮定に立つことになるゆえ、一定の留保が必要であろう。

B 情報・意見の要請

1 その他の問題点として先ず追加情報要請の問題がある。初期の事例では、主張の不立証とされた事件のうち個人情報・意見が求められたもの及び国家と個人の情報・意見が求められたもの各々一件ずつあった。求められなかった通報に関しても、要請の望ましかったものもあったかもしれない(例えば、一七/一九七七号事件)。いずれにせよ従来例から、追加情報・意見が求められている基準を示すことはほとんどできないと思われる。

2 その後情報を要請された例として、一五八/一九八三号事件(国家と個人)、一六五/一九八四号事件(国家と個人)、一八四/一九八四号事件(国家と個人)がある。このうち、一八四/一九八四号事件では、国及び個人とも本案に関連した情報・意見をも詳細に提出したが、主たる苦情(国籍の違法な剝奪)に関しては、国内的救済不完了で処理されている。⁽⁴²⁾ 一五八/一九八三号事件でも、両当事者が本案に関連したかなり詳細な情報・意見を提出したことについては、既に言及した(一六五/一九八四号事件はかなり特殊なので、後で別に検討する)。なお、国家情報が求められた初期の一九/一九七七号事件では、人種差別に関する苦情を否定した旨の記載がある

が、どの程度の反論だったのかは不明である。

苦情を結果として「主張の不立証」で非許容とすることに成功した国家についてみると、情報・意見を要請された場合、必ず苦情を否定し、多くの場合、詳細な本案に関する情報・意見を提出している、という行動の存在が導びけるのである。

このような国家の行動様式は、他の要件で非許容とされた場合、より一般的に、許容とされた場合にも、よくみられるものである。前者の例として、二〇一九七六号事件⁽⁴⁹⁾、六八〇一九八〇号事件⁽⁵⁰⁾、七九〇一九八〇号事件⁽⁵¹⁾、一〇四〇一九八一号事件⁽⁵²⁾があげられようし、後者の代表例として、マリア・ファニス・スアレス・デ・ゲレロ対コロンビア事件⁽⁵³⁾、ルイス・アルベルト・ソロルザノ対ヴェネズエラ事件⁽⁵⁴⁾をあげることができよう。非許容の可能性の高い場合のみならず、比較的許容の可能性の高いと予想される（侵害の外観が示されている）通報についても、本案を争う姿勢が見られることになる。

このような国家の姿勢は、「事項的非両立」要件の存在によっても促されていると思われるが、「主張の立証」要件が周知のものとなってくれば、増々多く見られることになる。国は、本案で争うよりも、許容性で争うことを強く選好する一般的傾向があるからである。これは、主張の立証要件に本来期待されている作業の能率化とも矛盾する面を有する。一方、実質についての判断を含むゆえ、個人救済の面からは、ある程度慎重な情報収集が要請される。つまり、「主張の立証」要件を念頭に置く情報要請には二律背反的な要素が内包されているといえるのである。従って、両要素のバランスをどこに求めるべきかは、大きな課題といえよう。通報自体が論理矛盾を明らかに示しているとき、又は、全く苦情を支える事実を欠くときといったような、当然非許容が肯定されるべき場合は、情報を求めることは不用である。そのような苦情にこそ、「主張の立証」要件が最もよく機能するといえる。ただ、既述したように、あいまいな苦情（事実）に関し、原則として通報者に対し追加情報が求められるべきであると思

られる⁽⁵⁶⁾。人権侵害の有無に一応の決着がつけられるわけであり、個人利益の視点に立つ以上、当然のことである。これは、まだ国家の反応を呼び起こすものではないし、上記の問題も発生しえない。もちろん、侵害の外観を相当程度示している通報については、主張の立証要件を肯定する限り直ちに、国家（及び個人）に情報・意見を求めるべきである⁽⁵⁷⁾。時間の遅れは、人権救済と矛盾するからである。結局、第二の場合と第三の場合の中間領域において、望ましいバランスが求められなければならないことになる。

3 ここで、国家の許容性問題に関する情報・意見が決定的役割を演じた一例を検討する。

〈J・M対ジャマイカ（通報一六五／一九八四）〉

通報者J・Mの苦情は次の通りである。

J・Mは、ジャマイカ市民であるが、一九八三年六月パリで旅券を紛失した。再交付を求めたが拒否され、そして、キングストンにおいて入国を拒否された事実をもって、自由権規約一二条（移動の自由）、とくに同条四項（自国に戻る権利）侵害の被害者と主張した。なお、通報時点で、J・Mは、在留許可なくベルギーに在留している⁽⁵⁸⁾。

委員会は、国家に許容性問題に関する情報・意見を要請したが、期限内（一九八四年七月一六日）及び許容性決定採択時（一九八五年三月二六日）まで、回答がえられなかった⁽⁵⁹⁾。許容後、国家に対し本案に関する説明・陳述を求めたところ、許容性問題に関する情報・意見要請が未受領である旨の強い抗議が提起された。その一方で、ジャマイカは、J・Mがジャマイカ市民であることを争い、様々な理由（出生登録・旅券発給の事実がないこと、上陸申請に際し、出生地、旧住所、母校名、知人名等を掲げることができなかったこと）をあげた⁽⁶⁰⁾。この国家情報に対する意見がJ・Mの代理人に求められたが、回答が得られなかった。

以上をふまえて、委員会は、暫定手続規則九三条四項に従い、許容決定の再審理を行った結果、次のように述べ、選択議定書二条及び三条に基づき非許容と決定した。

「当事国の供した情報に基づき、委員会は、通報者がジャマイカ市民であることを確立することができなかったし、そして、当事国による規約規定侵害の被害者であるとするその主張を立証できなかった、と結論する⁽⁶²⁾」
帰国の権利の前提たる、国籍の保持につき一応の立証ができなかった以上、この結論は妥当と思われるが、国家情報を欠く状況では、問題とされなかった論点であったわけで、国家情報が許容性段階で果たす役割の意義及び大きさが確認されることになる。

III 事項的非両立要件との関係

規約人権委員会の非許容決定において、「主張の立証」要件と「事項的非両立」要件が密接な関連性をもつものとして扱われていると思われる場合が多く見られる。ここでは、両要件の違い又は共通性について、許容性決定を手がかりに多少検討してみたい。

1 「自由権規約の規定との非両立」(選択議定書三条)は、幅広い観念であり、委員会の決定によれば、例えば、時間的に非許容とされる場合、抽象的申立ての場合、苦情主題が人種的又は宗教的憎悪唱導に該当する場合、を含めている⁽⁶⁵⁾。

ヨーロッパ人権条約でも二七条二項で、「条約規定との非両立」要件を導入しているが、ヨーロッパ人権委員会⁽⁶⁶⁾の先例によれば、人的、事項的、場所的又は時間的範囲で条約の範囲外である場合、「被害者」要件を満たさない場合、及び、人権破壊活動の場合、留保に該当する場合に適用される、非常に広い適用範囲を有する許容性要件とされている⁽⁶⁷⁾。

規約人権委員会の先例も、このような傾向を示していると思われるが、委員会自身の作成になる「争点の整理」が、「被害者」、「規約及び選択議定書の効力発生日」、「事項的範囲で非許容」と細分していることから明らか⁽⁶⁸⁾

ように、「非両立」要件一般というよりは、それを構成するより具体的な許容性事由の検討が重要と思われる。

2 委員会の「争点の整理」(一九八四年)によれば、「自由権規約」に含まれる権利の申し立てられた侵害に関連するかぎりにおいてのみ、通報を検討することができる。それゆえ、その他の権利の申し立てられた侵害に関連する通報は、事項的範囲で非許容と宣言されなければならない⁽⁶⁹⁾。(傍点筆名)とされる。自由権規約の保護していない権利自体は、委員会の権限外の事項でもあるわけで、特に非許容とされることに問題はない。

従来、事項的に非両立とされ、それゆえ非許容とされた「権利(又は事項)」としては、例えば「外国人の入国の権利」⁽⁷⁰⁾、「課税所得の評価及び家屋の割当に関する事項」⁽⁷¹⁾、「人権破壊活動」⁽⁷²⁾、「犯罪人引渡しからまぬがれる権利」⁽⁷³⁾、「良心的兵役拒否の権利」⁽⁷⁴⁾及び「同盟罷業をする権利」⁽⁷⁵⁾がある。

3 委員会の非許容決定の理由自体で、両要件を密接に結びつける場合がいくつか存在する。

〈K・L対デンマーク(通報八一／一九八〇)〉

本件は、委員会第一二期会の一九八一年三月二七日に非許容とされたものであるが、通報者K・Lは、自己が訴訟当事者となっている三件の民事事件に関し、適正な形式で提訴されなかったと認定した下級審決定を、デンマーク最高裁判所が支持したことが、自由権規約二条三項(a)、(b)、(c)(規約上の人権侵害の救済を受ける権利)侵害となる、と主張した⁽⁷⁶⁾。

委員会は(1)三件の訴訟主題が示されていないこと、従って、規約上の権利侵害に対する救済にかかわっていたとは思われないこと⁽⁷⁸⁾、更に、(2)一四一条一項の公平な裁判を受ける権利が侵害されたことのありうる実質的な証拠を何ら含んでいないこと、を指摘し、次のように述べ、本通報を非許容とした。

「通報者の規約侵害の主張を立証する根拠が存在していると認定できないゆえ、委員会は、選択議定書三条に従い、本通報が規約規定と非両立である、と結論する。」

(1)の認定は、事項的非両立を、及び、(2)の認定は、職権でとりあげられたものであるが、裁判を受けることができなかった事実(三件の最高裁判所決定の写しが提出されていた)が(四)一項侵害の外観を全く示していないことを示したものであり、典型的な「主張の不立証」を、述べていると思われる。

ところで、上記の訳出部分によれば、全体の非許容理由は、「主張の不立証」、つまり、「非両立」である。(1)と(2)を「主張の不立証」で総括することと、「主張の不立証」が「非両立」要件の一部であることが示されていることになる。⁽⁷⁹⁾しかし、これでは、いかにも説明しにくいものとなる。

〈I・M対ノルウェー(通報二一九〇/一九八二)〉⁽⁸⁰⁾

本件は、第一八会期の一九八三年四月六日に非許容とされたが、通報者I・Mの苦情は次の通りである。

I・Mは、南アフリカ生まれで、ノルウェーに帰化した医師であるが、オスロ市及び同市の税務局により様々な人種差別をうけ、結果的に、一九七四年から一九七九年まで超過課税の不利を被った。また、オスロ市は低家賃の住宅への入居を一九七九年まで認めなかったが、これは、高課税の効果を伴った。⁽⁸¹⁾

委員会は次のような理由を述べ、非両立で非許容とした。

「人権委員会は通報を慎重に検討した結果、規約中のいずれかの市民的及び政治的権利の侵害の証拠を少しも明らかにしていないと考える。特に、委員会は、課税所得の評価及び住居の割当ては、それ自体、規約が適用される事項でないと指摘したい。また、人種差別の被害者であるとの通報者の主張を立証するいかなる証拠もない。」

委員会は、総体として、侵害の証拠を明らかにしていないと評価し(=主張の不立証)、そして、「特に」として二個の具体的な非許容評価を行う(事項的非両立と主張の不立証)。ただ、課税所得の評価及び住居の割当てが規約の非規律事項とする条約解釈自体、その自明性から、特に問題はないが、通報者はこれらの事項を人種差別の視点で問題としたのである。従って、自由権規約上の権利を前提とする二条一項(国の差別のない人権確保義務)につ

いて事項的非両立が語られるべきであったと思われる。そして、なお残されている二六条の「法の前の平等」の問題について、主張の立証要件が適用されるべきであった。委員会は、単純に、課税所得の評価及び住居割当ての問題と、人種差別の問題に二分して処理したのである。いずれにせよ、委員会が課税所得の評価と住居の割当ての問題を事項的非両立で処理していることは確かである。

本件の立場にたてば、主張の立証要件は、事項的非両立要件を含み、選択議定書三条の非両立要件によってカバーされるものである、ということにならう。従って、上記の八一／一九八〇号事件と同一の発想ということになる。

以上の二決定の検討から、一応、非両立—主張の立証—事項的非両立の内包関係が導びけたが、その論理整合性の問題を置くと、主張の立証と事項的非両立は、概念上密接に関係づけられているものの、実際は、各々別の適用領域を有しているものとされていた、ということができよう。そして、主張の立証要件が、両立性要件と結びつけられており、その選択議定書上の根拠付けが示唆されているとも考えられるのである。

4 五三／一九七九号事件と六〇／一九七九号事件⁽⁸⁴⁾では、正式の決定文中ではないが、『精選決定集』(Collected Decisions under the Optional Protocol) 第一集で付せられた見出しにおいて、「事項的に非許容」の表現が使用されている。

五三／一九七九号事件は、既に見たように(本章I—4参照)事項的非両立及び主張の不立証の両者で非許容とされたものであるが、主要な却下事由は後者と考えられるゆえ、この見出しは不正確といえよう。

六〇／一九七九号事件では、行政当局による無料の民事訴訟申請却下決定の検査を拒否したオンブズマン決定に苦情が向けられたが、委員会が「主張の不立証」で非許容としたものである。無料の民事訴訟自体が苦情対象であったのならば、見出しは正当と思われるが、オンブズマン決定に向けられた苦情であり、例えば、差別の視点から

決定を問題にしていたとすれば、決定文の表現が正当とならう。もっとも、両者を同一概念ととらえれば、矛盾はない。

ところで、既述の八一／一九八〇号事件（上記2参照）の『精選決定集』における見出しは、決定文の非許容根拠（事項に非両立及び主張の立証）と異なり、「不立証の主張」の表現のみが使用されており、不正確である。以上の事情からこれらの決定に付された委員会の評価は無視できないものの、『精選決定集』の見出しは、後で付されたものであるゆえ、余り重視されるべきではないと思われる。本来の意図は、決定自身の中に発見されるべきであるからである。もっとも、両許容性要件間にありうる密接な関係に対する、委員会の意識がうかがえることは、ここでも確認できよう。

5 主張の立証及び事項的非両立要件は、右に検討した事件以外では、一般的に、相互に結びつけられることなく使用されている。殊に、既に言及した多数の「主張の不立証」認定についてそれが見られる。

更に、既述の一五八／一九八三号事件（本章Ⅱ—A—7参照）のように、政府が詳細な（事項的）非両立の抗弁を提起したにもかかわらず、主張の立証要件で処理した例がある。これは、両要件を別なものとして位置づけた先例といえよう。

また、最近の事件（一八四／一九八四号事件）で、主要苦情以外のいくつかの権利侵害の主張に関し、「立証されていないか」、「自由権規約」の範囲外のいずれであるゆえ、委員会を検討しない」と述べられた。⁽⁸⁶⁾これは、後者の根拠が事項的非両立に該当するであろうゆえ、両要件を別個の概念として認識していることを示すものである。

6 以上の分析から明らかなように、委員会は、多少の混乱を示した場合があった（上記3、4参照）ものの、多くの場合、主張の立証と事項的非両立の要件は、混乱されることなく、むしろ別個のものとしてとらえられているといえるのである。このことは、一九八四年の「争点の整理」でも明確にされている。概念上の混乱を示す場合

でも、既述の如く、実際上は、各々別の適用領域を有するものとされてきたのである。⁽⁸⁷⁾

また、両者が別個の要件であると帰結できるものの、その密接な関連性を有することも、委員会が示唆するよう否定できない。後述のように、両者とも通報の本案に関連するという共通の性格を有しているからである。従って、今後も、多少の混乱は残ると思われるが、基本的な概念上の相異は維持されるべきものと考える。基本的概念自身の混乱は、主張の立証要件を導入した意義自体を疑問なものとし、結果的に人権手続に無用な混乱をもたらすであろうからである。⁽⁸⁸⁾

7 苦情事実と条約規定との関連で、ヨーロッパ人権条約に関し、苦情事実が条約の認めていない権利にかかわる場合が「事項的非両立」であり、条約の保護する権利に関係しているが、侵害の外観さえ示していない場合が「明らかに根拠不十分」であると一般的に説明されている⁽⁸⁹⁾。これは、一九八四年の「争点の整理」とも一致した考えといえる。ただ、両者とも条約上の権利解釈を伴う場合があり、実際上の適用においていずれの要件で処理されるべきなのが困難の場合が多いのである。例えば、一四条(条約人権に関する無差別)に関し、条約の保護していない権利についての差別の苦情について、「明らかに根拠不十分」のときも、「事項的非両立」のときもあるとされ、六条(公正な裁判)に関する苦情について、初期の決定を除き、一般に「事項的非両立」で処理されるとされる⁽⁹⁰⁾。ジェイコブスは、条約解釈問題を含む場合、それは常に程度の問題であり、両要件を区別する論理的基準はない、と指摘しつつ、明らかに条約の範囲外の場合は「事項的非両立」、待遇や処罰のような基準問題の場合は「明らかに根拠不十分」で非許容とし、そして、条約の範囲に入るか否か疑い場合は許容する、という基準を示す⁽⁹²⁾。これは両基準の区別の明確化、及び本案重視の特徴を有するもので、説得力をもちうると思われる。

選択議定書上の通報に関してもこの区分基準は有効性をもちうる。事項的非両立を広く解すれば、苦情事実の条約適合性自身の問題となってしまう、その許容性要件としての意味自体がなくなってしまう(本案問題そのものと

なってしまう)。それは、規約上の権利のカテゴリーに入るか否かのレベルにとどめられるべきであり(多少の規約解釈の余地はありうるが)、規約基準の一応の合致性は、主張の立証要件が扱うべきである。規約基準問題と事項的非両立要件の結合は、結局、前述の矛盾に陥ることになるからである。

委員会実行も、既述の如く、ほぼこのような基準に沿った形で、種々の権利(事項)を事項的非両立としてきていると思われる。また、主張の立証要件で非許容とされた場合で、明白な規約外の権利を理由になされたものもなかったと思われる。

ただ、事項的非両立でカバーされるとするには、多少疑問と思われる場合がいくつかある。六八/一九八〇号事件で(1)一七条と二三条の家族に関する権利につき、申し立てられた被害者たるA・Sとその養女が、約一七年前の二年間しか同居していなかったゆえ、適用されないとし、更に、(2)法の前の平等を規定する二六条につき、入国拒否処分がカナダ法に従ったもので、差別の問題は発生していない、とされた。(1)、(2)とも事項的に非両立とされている。⁽⁹³⁾(1)は、家族の権利自体ではなく、「家族」に該当するか否かが、(2)は、外国人の入国の権利自体ではなく、入国にかかわる差別を構成するか否かが、争点とされているゆえ、むしろ、主張の立証要件の適用範囲の問題であったと思われる。⁽⁹⁴⁾

また、一一八/一九八二号事件では、自由権規約二二条の「結社の自由」に「同盟罷業をする権利」が含まれるか否かという極めて重大な争点が提起された。多数意見は、含まれないとし、⁽⁹⁵⁾少数意見(五名の委員)は、自由権規約によりただちに排除されるものではないとしたのである。⁽⁹⁶⁾明示規定を欠く権利のゆえ事項的範囲の問題としてアプローチすることとも法理的には可能と思われるが、このような相対立する本格的な規約解釈を伴う可能性をもつものであるとしたら、事項的非両立要件のカバーする問題ではないととらえ、主張の立証で扱うことも可能であったと思われる。いずれにせよ、このような対立を生起する苦情は、事項的非両立の要件でも(自由権規約外

であることが明らかとはいえないから、主張の立証の要件でも、許容とせらるべきだったと思われる。

- (1) U. N. Doc. CCPR/C/OP/1 (1985) (Human Rights Committee Selected Decisions under the Optional Protocol (second to sixteen sessions)), p. 19.
- (2) Ibid., pp. 11—19 参照。
- (3) 個人通報審理は、第二会期に始まった。例えば、U. N. Doc. A/32/44 (1977), p. 37, para 147 参照。
- (4) 委員会は、一九八四年一〇月二六日決定の一七四／一九八四号事件で、国内裁判所の事実認定を再検討することがその権限を越える」としている。J. K. v. Canada (No. 174/1984), U. N. Doc. A/40/40 (1985), p. 216, para. 7.2.
- (5) 決定文から、追加情報が求められたことはいかなる。
- (6) U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 20.
- (7) 例えば、先決的抗弁に関する国際司法裁判所の態度が参考となろう。皆川洸『国際訴訟序説』、一二八—一二九頁参照。
- (8) U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 23.
- (9) Ibid., p. 24.
- (10) 事項的非両立との関係については、後述III—4 参照。
- (11) U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, pp. 24—25.
- (12) 委員会によれば、「その苦情を立証するために、通報者は、主に裁判記録(苦情の判決を含む)及び種々の当局・公務員からの書簡から構成される、苦情事項に関連する、おびただしい書類を提出した」のである。Ibid., p. 25.
- (13) 一九七九年八月一四日決定のL・P対カナダ(二／一九七六号)事件で、既に次のように述べていることが注目される。「規約七条及び一〇条に反する虐待をうけたとする苦情につき、時間的又は国内的救済要件で非許容であるゆえ」
「申し立てられた事実がこれらの規定上の争点を提起しているか否かを決定する必要はない」とした(Ibid., p. 22)。
これは、委員会が事実の規約適合性を問題にしうることを示していたものといえよう(但し、事項的非両立の視点に立っていたのかもしれない)。
- (14) K・L対デンマーク(通報八一／一九八一)でも。Ibid., pp. 28—29.

- (15) U. N. Doc. A/39/40, p. 118, para. 588. 拙稿「争点の整理（一九八四年）」二四〇頁。
- (16) Black's Law Dictionary (5th ed.) 2449. 「他の証拠に反して、否認の主張を維持しあるような場合」を認
定するに十分な証拠を指す (p. 1071)。
- (17) 例として Monconduit, M. F., La Commission européenne des Droits de l'Homme (1965), p. 346 参照。
- (18) 例として Application No. 524/52, YB of the Eur. Convention on H. R., Vol. 3, p. 338.
- (19) 例として Application No. 214/56, YB of the Eur. Convention on H. R., Vol. 2, p. 254.
- (20) Fawcett, J. E. S., The Application of the European Convention on Human Rights (1969), p. 312; 及び
Vasali, K., La Convention européenne des Droits de l'Homme (1964), p. 134 参照。
- (21) 「個人の根拠不十分」概念及び例として Jacobs, G. J., The European Convention on Human Rights (1975),
pp. 243—244; Monconduit, M. F., op. cit., p. 346.
- (22) Antonopoulos, N., La Jurisprudence des Organes de la Convention européenne des Droits de l'Homme
(1967), p. 82; Golsong, H., "International Protection of Human Rights", R. d. C. 1963-III, p. 119 参照。
- (23) U. N. Doc. A/41/40, p. 132, para. 8.
- (24) U. N. Doc. A/40/40, p. 227, paras. 3—4.
なお「ヨーロッパ人権委員会決定の理由の付与された場合のみ」が指摘された批判を述べている。 Jacobs,
F. G., op. cit., pp. 245—246.
- (25) 一六五—一八九四号事件の理由を述べているが、これは以下に B—3 参照。
- (26) U. N. Doc. A/38/40 (1983), pp. 243—244.
- (27) Ibid., paras. 1—4.
- (28) Ibid., p. 244, para. 6.
- (29) 本件における「根拠」の語が使用されている。
- (30) U. N. Doc. A/40/40, pp. 204—212.
- (31) Ibid., pp. 204—205, paras. 1.1—1.3.
- (32) 同上, ibid., pp. 205—209, paras. 3.1—3.5.

- (33) 同前 *ibid.*, pp. 209—210, para. 4.1.
- (34) *Ibid.*, p. 211, para. 5.3.
- (35) *Ibid.*, para. 5.4.
- (36) *Ibid.*, para. 5.5.
- (37) *Ibid.*, para. 5.6.
- (38) *Ibid.*, p. 212, para. 5.7.
- (39) *Ibid.*, para. 6.
- (40) 例として *Iversen v. Norway*, YB of the Eur. Convention on H. R., Vol. 6, p. 268 et seq.
- (41) 二件の許容決定と二件の部分的許容決定が、U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, pp. 9—15 に掲載されている。前二者の事件では、国家は情報を提出しなかったし、後二者のうち、E・B対S（二九／一九七八）事件では、国内的救済の抗弁のみが提起されたこととされる。ピンクニー対カナダ（二七／一九七八）事件では、退去強制命令に関する苦情につき、国は非両立の抗弁を提起し、その他の苦情については、国内的救済不完了及び通報権の濫用を援用している。
- (42) ルンヘルクほか四名対フィンランド事件（一九八二年四月二日）で、例外的に、フィンランドが「言論の自由」に関して、通報者が自由権規約一九条と異なる解釈をしていることに委員会の注意を喚起していることが目につく。なお、これは、ある種の事項の非両立を述べているものかもしれない。U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 125, para. 4.
- (43) ほむららの場合、選択議定書五条二項の国内的救済原則及び他の国際手続との競合の要件と言及されるのみである。
- (44) J. M. v. Jamaica (1986. 3. 26), U. N. Doc. A/41/40, pp. 164—167.
- (45) H. S. v. France (1986. 4. 10), *ibid.*, pp. 169—181.
- (46) *Ibid.*, p. 180, paras. 9.1—9.5.
- (47) 上記 A—1 参照。
- (48) U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 23.
- (49) L. P. v. Canada (1979. 8. 14), *ibid.*, pp. 21—22.
- (50) A. S. v. Canada (1981. 3. 31), *ibid.*, pp. 27—28, paras. 5.1—5.2.
- (51) S. S. v. Norway (1982. 4. 2), *ibid.*, p. 31, paras. 4.1—4.3.

- (82) J.R.T. & W.G. Party v. Canada (1983, 4, 6), U.N. Doc. A/38/40, p. 235, para. 6.3.
- (83) U.N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 113—114, paras. 3.1—3.4 (1982, 3, 31).
- (84) U.N. Doc. A/41/40, pp. 136—137, paras. 3.1—3.4 (1984, 10, 26).
- (85) 国際司法裁判所における一方的請求に基づく国家間訴訟において、被告が様々な先決的抗弁を提起することはよく知られた事実である。このような事情は、ヨーロッパ人権委員会手続においても同様である。
- (86) ニーローニ参照。
- (87) 許容決定前では必ずしも国家が情報が求められなければならない、とされている(暫定手続規則九一条二項)。この議論は、もちろん他の許容性要件の充足を考慮外ではなっていない。
- (88) U.N. Doc. A/41/40, p. 165, paras. 1.1—1.3.
- (89) Ibid., p. 165, para. 2.
- (90) Ibid., pp. 165—166, paras. 4—5.3.
- (91) Ibid., p. 166, para. 6.1.
- (92) Ibid., p. 167, paras. 7—8.
- (93) C.E. v. Canada (No. 13/1977, 1977, 8, 25), U.N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 16.
- (94) A.R.S. v. Canada (No. 91/1981, 1981, 10, 28), *ibid.*, pp. 29—30. なお、拙稿「国際人権保護手続における被害者概念」『一橋論叢』九二巻五号、六二五頁以下参照。
- (95) J.R.T. & W.G. Party v. Canada (No. 104/1981), U.N. Doc. A/38/40, p. 236, para. 8.
- (96) van Dijk, P. and G.J.H. van Hoof, *Theory and Practice of the European Convention on Human Rights* (1984), p. 66 参照。
- (97) Mikkelsen, L., *European Protection of Human Rights* (1980), p. 163 参照。
- (98) U.N. Doc. A/39/40, pp. 114—118, paras. 573—574, 587—588. 拙稿「争点の整理(一九八四年)」二三四—二三四〇頁。
- (99) Ibid., p. 118, para. 587. 拙稿「争点の整理」同四一四〇頁。
- (100) A.S. v. Canada (No. 68/1980), U.N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 28, para. 8.1.

- (1) U. R. v. Uruguay (No. 128/1982), U. N. Doc. A38/40, p. 242, para. 5.
- (2) M. A. v. Italy (No. 117/1981), A/39/40, p. 196, para. 13. 3.
- (3) Ibid., para. 13. 4.
- (4) L. T. K. v. Finland (No. 185/1984), U. N. Doc. A/40/40, p. 242, para. 5. 2.
- (5) J. B. et al v. Canada (No. 118/1982), U. N. Doc. A/41/40, paras. 6. 4 and 7.
- (6) U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, pp. 28—29 (1981. 3. 27).
- (7) その他、当該三件の訴訟再開を当事国に勧誘するよう求められている。
- (8) これは、二条三項の侵害をなしていないことを示していることである。
- (9) 「非両立」を「トランスジェンダー」事項的非両立の意味であるとすれば、「主張の不立証」要件と「事項的非両立」要件は一致するものとなる。
- (10) U. N. Doc. A/38/40, pp. 241—242 (1983. 4. 6).
- (11) Ibid., p. 241, paras. 1—2.
- (12) Ibid., p. 242, para. 5.
- (13) U. N. Doc. A/39/40, p. 118, para. 587. もそのように位置づけられている。なお、拙稿前掲（争点の整理（一九八四年））二四〇頁参照。
- (14) J. J. v. Denmark (1980. 3. 26), U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 26.
- (15) 政府の使用表現は、「非両立」であるが、その表現形式「本件の事実は、〇条〇号の争点を生起していない」から、「事項的非両立」を意図していったものと思われる。
- (16) U. N. Doc. A/41/40, p. 181, para. 9. 6.
- (17) 六〇／一九七九号事件については例外である（上記4参照）。
- (18) 例えば、一五八／一九八三号事件（本章II—A—7参照）では、カナダが事項的非両立を根拠に詳細な反論をしているが、その反論の仕方は、むしろ「主張の立証」要件に該当するといえる。これは、委員会の混乱した先例を反映した立論だったのかもしれない。
- (19) 例えば、Jacobs, F. G., op. cit., p. 244.

- (60) van Dijk, P. and G. J. H. van Hoof, op. cit., p. 89.
(61) Mikaelson, L., op. cit., pp. 160—163.
(62) Jacobs, F. G., op. cit., p. 244.
(63) *Case* U. N. Doc. CCPR/C/OP/1, p. 28, paras. 8.2—9.
(64) (2)についてはヨーロッパ人権委員会でもゆれていることは先述の通りである。なお、初期の事例に入るピンクニー対カナダ事件(一九八〇年四月二日許容性決定)では、防御のための証拠を提出する際困難があったとする苦情等が一条(公正な裁判を受ける権利)との両立性の問題としてとらえられたが、疑問である。Ibid., p. 14, para. 11.
(65) U. N. Doc. A/41/40, pp. 158—159, paras. 6.2—6.4.
(66) Ibid., pp. 161—163.

三 選択議定書における「主張の立証」要件の位置づけ

選択議定書及びそれを整理した規約人権委員会の「暫定手続規則」九〇条一項(a)～(f)にも、「主張の立証」要件は見い出されない。これは、苦情の実質に関連する許容性要件を明示的に認める、ヨーロッパ人権条約(二七条二項)及び米州人権条約(四七条(b)、(c))と異なる。

1 ヨーロッパ人権条約では、「明らかに根拠不十分」要件が個人申立にのみ明示的に導入され、国家申立に関しては、この要件を欠いている。ヴァン・ディエクは、「しかしながら、その苦情が明らかに全く根拠を欠いていて例外的場合に該当するならば、委員会は、当該申立も非許容と宣言する潜在的権限を有するであろう。そのような事件においては、訴の利益が欠けているゆえ、手続法の一般原則に従い、委員会は、非許容と宣言しうる」と述べ、潜在的権限論に依拠して、明示規定を欠く国家申立にも適用されうものとする。

しかしながら、この説は、ヨーロッパ人権委員会によりギリシャ対イギリス事件で明確に否定されている。――

「条約二四條〔國家申立〕に從い提出された申立の許容性を検討するにあたり、申立締約國がその主張の『一応の立証』を確立しているか否かを確認することは委員會の任務ではない。というのは、そのような側面の検討は事件の本案に関連しており、それゆゑ、手続の現段階でなされえないからである。條約二七條二項の規定は、……政府の申立には關係していないし、それゆゑ本件には適用されない」と。——從つて、ヨーロッパ人權條約に関しては、ヴァン・ディエクの主張は否定されていると考えられなければならない。

國家申立の予見されうる少なさと、國家申立が現実に「明らかに根拠不十分」と考えられる場合が少ないであろうこと、を考えあわせれば、條約による差別化は、合理性を有しているといえよう。ヨーロッパ人權條約の準備作業からも、本許容性要件が、つまらない個人申立の洪水を阻止する目的で導入されたことが指摘されているのである。

なお、自由権規約の系においても、國家通報及び個人通報との間に許容性要件に差異が存在するが、両者とも、「主張の立証」要件を含んでいない点では同一である。

2 委員會の先例によれば、主張の立証要件を満たさないとされた大多数の通報決定には、選択議定書上の根拠が示されていない。非両立と関連させられている場合、三條が示されることが多く、「主張の不保持」と結びつけられる場合は、二條が示される（“the author has no claim under art. 2^(b)”）。

しかし最近（一九八六年三月二六日）の一六五／一九八四号事件において、初めて二條及び三條という選択議定書上の根拠が示された。従來の経緯からすれば、それぞれ「主張の不保持」と「非両立」とに対応すると思われるが、そのような対応自体は、前者のあいまいさ及び両者の広範さをそのまま持ちこむとしたら、統一的把握を困難とするもので、ほとんど意味をなさないのである。從つて、二條、三條、及び、二條の「前條の規定に從うことを条件として」を介して一條、の全体から抽出される概念と考へていふことは可能であろう。そうだとすると、人權通報手続の基礎をなすものと考えられているのかも知れない。確かにヨーロッパ人權條約に見られる「差別化」

は存在しないわけであり、ヨーロッパの事情はそのまま当てはまるものではないと一応いえる。いずれにせよ、委員会による明確な本要件の根拠が示される必要がある。これは委員会の信頼性ともかかわることである。

- (1) van Dijk, P., *Judicial Review of Governmental Action and the Requirement of an Interest to Sue* (1978), pp. 321—322.
- (2) *Greece v. U.K.*, YB of the Eur. Convention on H. R., Vol. 2 (1958—1959), p. 190.
- (3) *Mikaelson, L.*, op. cit., pp. 167—169 が詳しく。ヨーロッパ人権委員会も、次のように述べ肯定する。「条約の準備作業は、明らかに根拠不十分」の特別な用語及び非許性觀念の通例的でない拡張が、委員会の注意をひくに値しない苦情に対し有効な障壁を置かなければとする締結国の心配によるものである。ことを示して「%」Requête No. 214/56, *Annuaire de la Conv. Eur. des Droits de l'Homme*, Vol. 2, pp. 253—255.
- (4) 二—III参照。
- (5) 「主張の不保持」の觀念は、権限外の事実と結びつけられた継続的效果(J・K対カナダ(通報一七四/一九八四。一九八四年一〇月二六日決定) U.N. Doc. A/40/40, pp. 215—216.)、抽象的苦情(J・H対カナダ(通報一八七/一九八五。一九八五年四月二二日決定) *ibid.*, pp. 230—231.)に関連して使用され、非許容根拠とされた。一方、「主張の不立証」のゆえ「主張の不保持」のような、「主張の立証」と結合される例がある。——M・F対オランダ(通報一七三/一九八四。一九八四年一月二日決定) *ibid.*, p. 213, E・H対カナダ(通報一七〇/一九八四。一九八四年一〇月二五日決定) U.N. Doc. A/41/40, p. 168, Y・L対カナダ(通報一二二/一九八一。一九八六年四月八日決定) *ibid.*, pp. 145—149。——民族差別主張の不立証(一七〇/一九八四号事件)、現実に発生していない苦情(一一二/一九八一号事件。恐らく一七三/一九八四号事件も)が、実質的な非許容理由であるが、一七〇/一九八四号事件を除き、主張の不立証ではとらえられない(いくら立証しても、それは仮定にとどまりつづける)。従って、両者の関係は余り重視されるべきではないであろう。「主張の不保持」の觀念は、広い対象領域をカバーする志向性を有したものと、はいうことができようが、かなり両立性要件とオーヴァラップしているようでもある。
- (6) 本章II—B—3参照。
- (7) あるいは、両概念の構成要素の一部ずつを結合することで、「主張の立証」を構成する方法も考えられるかも知れない。

四 評価及び展望

1 ヨーロッパ人権条約においては、個人請願（申立）にかかわる機関は、ヨーロッパ人権委員会のみでなく、閣僚委員会及びヨーロッパ人権裁判所も存在する。ヨーロッパ人権委員会は、申立の許容性問題に関する主要な、第一次的な機関である。従って、委員会で非許容とされた申立は、閣僚委員会又はヨーロッパ人権裁判所に係属することはない。本案認定は、これら三機関ともなしうるが、委員会認定は、条約上法的拘束力はなく、かつ、最終的なものでもない。そのような決定は、閣僚委員会とヨーロッパ人権裁判所に留保されているのである。従って、「明らかに根拠不十分」要件により、委員会が積極的に本案関連争点を検討し、非許容とすることは、これら他の二機関の権限との関係で、微妙な問題（例えば、条約上の重要な実体法上の争点に関し、委員会による、条約適用外の事項とする「判例法」の確立）を生起することになる。

以上のような他の機関との問題は、通報の許容性・本案認定機関が委員会のみであるゆえ、自由権規約／選択議定書の系には存在しない。従って、「主張の立証」要件を比較的厳格に解したとしても、他の機関の権限を減損しうるといったような微妙な問題は発生しない。

2 人権委員会が導入した本要件の意義として、先ず、委員会の作業の効率化に資することがあげられよう。委員会は、個人及び国家通報審理の他、国家報告の検討作業を行わなければならない。自由権規約当事国の増大に伴い、⁽¹⁾後者の作業量の増大には著しいものがある。また、⁽²⁾選択議定書当事国の増加に伴い、付託される個人通報も増加することは必然的である。年三会期（各約一七日〜一九日間）の限られた期間内⁽³⁾で、個人通報処理の効率化は避けられないことである。侵害の根拠を明らかに欠く通報を、たとえ他の許容性要件を満たしているようにみえても、許容性審理段階で非許容処理できることは、この面から有意義である。しかも、本要件は、他の要件では自と限界

のある多様な苦情の包括的処理を可能とするのである(二―I―5参照)。

このことは、より重要な問題を提起している通報の本案検討に、貴重な時間を多くとることができるとも効果をももたらすであろう。

また、国家は、本案段階への進行の阻止により、わずらわされることが相対的に少なくなる。国家に許容性に関する情報・意見が求められないときが特にそうである。また、たとえ情報・意見が求められても、本案への進行阻止に結びつかせることができれば、本格的な本案段階における議論から解放されるのである。ヨーロッパ人権条約における「明らかに根拠不十分」要件の導入の狙いは、ここにあったことは、既に言及した。

このような国家の側における負担(感)の軽減は、国家からみて不当な国家攻撃の場たる個人通報制度という警戒線をゆるめ、ひいては、国家による選択議定書批准・加入を容易ならしめる重要な効果ももちうるであろう。

3 主張の立証要件には、選択議定書上の根拠の不明確さという根本的問題は別として、いくつか留意すべき点がある。

個人通報者にとっては、「簡易な」検討により、苦情の実質につき一応の判断(真の侵害有無の認定は、本案審理にもとづいてしかなしえない)により、その通報が却けられてしまうという、主張の不立証要件の本質自体、不満足なものである。従って、法的、事実にあいまいさを残す主張については、通報者からの追加情報・意見が求められるべきである(二―II―B―2参照)。

主張の立証要件を念頭に置き、国家情報が求められる場合は、能率と救済のバランスを考慮しつつ決定されるべきである(二―II―B―2参照)が、本要件の要求を満たしていると思料される場合でも、一般に許容決定前に国家に通知し、情報・意見を求めることが要求されている(暫定手続規則九一条二項)のであり、従来の国家の対応からする限り、多くの場合本案に関するかなり本格的な議論の展開が予想されるのである。この国家の対応は、主張

の不立証観念が周知化されるに伴い一層加速されよう⁽⁴⁾。従って、本要件の導入は、作業の非能率化及び許容性審理段階の準本案審理段階化の危険性を伴うのである。例えば、一応の事件を示している通報について国家に求める情報・意見を限定することができるのであれば別段、恐らく不可能であろうゆえ、委員会の対応が注目される⁽⁵⁾ところである。

従来⁽⁶⁾の委員会実行を見る限り、主張の立証要件を満足させないとした例は、おおむね、侵害の外観を示していないと思われるものであり、妥当なものであったと評価できよう。ただ、「主張の不立証」理由が示されない場合が多く見られたが、避けられるべきである。また、例えば、事項が非両立の要件で扱われた一一八/一九八二号事件における「同盟罷業をする権利」の処理の仕方は、明示的根拠を欠く「主張の立証」要件では避けられるべきである——明示的根拠を有するヨーロッパ条約について、「明らかに根拠不十分」は「許容性観念の通例的でない拡張」とみなされているのである——。ヨーロッパの場合と同様、本要件の厳格な適用は、健全な自由権規約の実体的規定の解釈の発展に妨げとなるのである。

4 右にみたような、種々の利点を有する「主張の立証」要件を、選択議定書から抽出しうるものとし、多数の通報を処理してきた委員会の意欲を評価しつつ、本要件の適用基準、個人情報・国家情報扱い、他の許容性要件との関係等の諸問題につき今後委員会が積み重ねて行く判断を、人権救済の視点を失うことなく、注目して行かなければならない。特に国家の側における予想される本格的対応と、それに対する委員会の取り組み方法が注目される。

(1) 一九八六年七月二五日現在、八三カ国である。U.N. Doc. A/41/40, pp. 102—104 参照。

(2) 一九八六年七月二五日現在、三七カ国である。Ibid., pp. 104—105 参照。

(3) 一九八六年の秋会期は、国連の財政危機の影響でキャンセルされて了。Ibid., pp. 98—100 参照。

- (4) 国家は、この要件を援用しないと、エストッペルの法理が働くということを危惧するかもしれない。
- (5) 逆に、本案情報・意見に伴う本案審理段階の準許容性段階化も、先例からすれば(二—II—B—3参照)、ありうるかもしれないが、上記のような事情の場合を除き絶対避けられるべきである(そもそも、暫定手続規則は許容決定の再審理を、国内的救済原則及び他の国際的手続との競合の要件に限定しているのである)。許容性審理段階で明示的に事実認定をなす場合が、初期段階で例外的に見られるが、矛盾してゐると思われる。Pinkney v. Canada, U.N. Doc. CCPR/C/OP/I, p.14, para. 14.
- (6) 例えば、ヨーロッパ人権委員会がよく見られる、本案との併合で処理されることも一つの方法と思われる。Fawcett, J. E. S., op. cit., pp. 310—311 参照。

(ちとう・ふみお||本学教授)

